

秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

秦野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年2月26日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 65歳以上の介護保険被保険者に係る保険料率について、負担能力に応じた保険料を賦課するため、所得段階別の区分を10段階から12段階に改めたうえで、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めること。
- (2) 介護保険法の一部改正に伴い、本市が独自に実施する介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期に係る規定を設けること。



秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成12年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分	割合	保険料率（年額）
(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者	0.5	31,200円
(2) 同項第2号に掲げる者	0.65	40,560円
(3) 同項第3号に掲げる者	0.75	46,800円
(4) 同項第4号に掲げる者	0.9	56,160円
(5) 同項第5号に掲げる者	1.0	62,400円
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）	1.15	71,760円

<p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p>	1. 25	78,000円
<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p>	1. 5	93,600円
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令</p>	1. 7	106,080円

第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）		
(10) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）	1. 9	118,560円
(11) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）	2. 1	131,040円
(12) 前各号のいずれにも該当しない者	2. 3	143,520円

第6条第3項中「ロ及びハ」を「ロ若しくはニ」に、「第5号ロ又は第6号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「政令第39条第1項第1号から第6号まで」を「政令第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

- 1 5 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等を総合的に考慮のうえ、その円滑な実施を図るため、規則で定める日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。